

# P T A 会 則

大阪狭山市立北小学校 P T A

【令和2年度版】

# 大阪狭山市立北小学校PTA会則

## 第1章 総 則

第1条 この会は、大阪狭山市立北小学校PTAといい、事務局を同校内におきます。

第2条 この会の目的は、会員の教育に対する理解を深め、保護者と教職員が協力して、教育の環境を整備し、児童の健全にして、幸福な成長をはかります。

第3条 この会は、自主独立の純粋な教育のための会であって、宗教的、営利的及び政治的色彩を持たず、また、それらの団体の支配、統制、干渉をうけません。

第4条 この会は、学校の教育方針及び管理、教職員の人事に干渉しません。

## 第2章 会 員

第5条 この会の会員は、学校に在籍する児童の保護者とこの学校に勤務する教職員とする。

## 第3章 会費と会計

第6条 この会の経費は、会費、事業収入等で支弁します。会費は、月額、一会員150円とします。保護者においては、両親の加入を原則とする。

第7条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第8条 この会の決算は、会計監査委員の承認を経て総会に報告を得るものとする。

## 第4章 役 員

第9条 この会に次の役員をおくものとする。

1. 会長1名
2. 副会長2～3名
3. 書記1名
4. 会計1名

第10条 役員は総会で選出し、役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げません。役員選出に関する細則は、別に定めるものとする。

第11条 役員の任務は、次の通りとする。

- 会 長
1. 会を代表し、総会、役員会並びに運営委員会を招集し、議長をつとめる。
  2. 他の役員及び校長の意見を聞いて、常任委員会の委員長、副委員長並びに委員を委嘱する。
  3. 運営委員会の承認を得て特別委員会の委員長、副委員長並びに委員を委嘱する。

副会長 会長を補佐し、会長不在の時は、その職務を代行する。

- 書 記
1. 総会、役員会及び運営委員会の議事並びにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
  2. 記録、通信その他の書類を保管する。

- 会 計
1. 総会が決定した予算案に基づいて、会計事務を処理する。
  2. 総会において監査の承認を経た決算の報告を行う。
  3. 予算の立案に協力する。
  4. この会の財産を管理する。

## 第5章 会計監査委員

第12条 この会の会計を監査するための会計監査委員2名をおくものとする。会計監査委員は、総会で選出し、任期は1年とする。会計監査委員の選出に関する細則は、別に定めるものとする。

第13条 会計監査委員は、必要に応じて随時、会計監査を行うことができる。

## 第6章 総 会

第14条 総会は、この会の最高議決機関であって、全会員をもって構成する。

第15条 総会は、定期総会と臨時総会とする。

定期総会は、決算報告の承認、役員及び会計監査委員の選出と予算案、事業計画案の審議と議決のために開くものとする。

臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または、会員の三分の一以上の要求があったときに開くものとする。

第16条 総会の定足数は、全会員の三分の一以上とします。但し、委任状をもって出席にかえることができる。

総会の議事は、出席者の過半数の賛否で採決する。

## 第7章 運営委員会

第17条 運営委員会の構成は、次のとおりとする。

1. 役員
2. 常任委員会及び特別委員会の委員長
3. 学校長、教頭及び教職員代表

第18条 運営委員会は、原則として月1回開くものとする。

第19条 運営委員会は、この会の企画、運営にあたるものとする。

第20条 運営委員会は、会長もしくは構成員の四分の一以上の要求があったときに開くものとする。

第21条 運営委員会の定足数は、委員の現在数の二分の一以上とする。

## 第8章 常任委員会及び特別委員会

第22条 この会の活動に必要な事項についての研究、立案するために、常任委員会及び特別委員会を設けることができる。

常任委員会及び特別委員会についての必要事項は、細則で定めるものとする。

## 第9章 顧問

第23条 この会に顧問をおくことができる。

顧問は、会長が委嘱し、会長の諮問に答え、任期は会長の在任中とする。

## 第10章 細則

第24条 この会の運営に関する必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定めるものとする。

第25条 運営委員会が細則を制定し、または、改廃した場合は、その結果を総会において報告するものとする。

## 第11章 改正

第26条 この会の会則は総会において出席者の三分の二以上の賛成があれば、改正することができるものとする。

## 第12章 慶 弔

第27条 この会として慶弔の意を表する必要があるときは、本会計の中から支出する。その詳細については別に規定を定めるものとする。

## 第13章 支援団体

第28条 この会の目的を達成するために、会則に反しない限りにおいて団体を組織し、必要に応じて支援活動することができる。

支援団体に関する細則は別に定めるものとする。

## 第14章 個人情報の取扱

第29条 この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理等については、別途定める個人情報取扱に関する細則に基づき適正に運用するものとする。

(付則)

1. この会則は、昭和52年4月22日より施行する。
2. この会則は、平成4年2月26日臨時総会において一部改正を承認され、平成4年4月1日より改正施行する。
3. この会則は、平成14年4月26日定期総会において一部改正を承認され、平成14年4月26日より改正施行する。
4. この会則は、平成19年5月11日定期総会において一部改正を承認され、平成19年5月11日より改正施行する。
5. この会則は、平成30年4月27日定期総会において一部改正を承認され、平成30年4月27日より改正施行する。

## 役員及び会計監査委員選出に関する細則

- 第1条 役員及び会計監査委員の選出を行うときは、候補者指名委員会を設けるものとする。
- 第2条 指名委員会は、次の者をもって構成する。
1. 役員、学校長、教頭
  2. 運営委員会において地区、学級を勘案して推薦された者若干名
  3. 教職員中より互選された者若干名
- 第3条 指名委員会は、役員及び会計監査委員候補者を指名する。但し、候補者の承諾要する。
- 第4条 会員は、誰でも立候補できる。但し、その場合、指名委員会で定める立候補締切日までに氏名と役職を指名委員会に届け出るものとする。
- 第5条 指名委員会は、役員及び会計監査委員の候補者の追加指名をすることができる。但し、投票までに被指名者の承諾を要する。
- 第6条 指名委員会は、役員選出総会の前日までに、候補者の氏名を全会員に知らせる。
- 第7条 指名委員会は、すべての選挙事務を処理するものとする。
- 第8条 選出は、無記名投票で最多数票獲得者をもって決定する。
- 第9条 会員中より立候補者を募り、立候補者なき場合は指名委員会にて決定する。
- 第10条 指名委員会は、その任務が終了したときに解散するものとする。
- 第11条 この細則は、運営委員会の議決を経て改正することができる。

(付則)

1. この細則は、昭和52年4月22日より施行する。
2. 平成20年3月1日の運営委員会において第4条および第5条の一部変更が承認され、同日より施行する。

3. 平成30年11月17日運営委員会において第9条の変更が承認され同日より施行する。

## 常任委員会及び特別委員会に関する細則

第1条 この会の目的を達成するために必要な事項を研究、立案し、活動を行うために、下記の常任委員会を設けるものとする。

第2条 委員長、副委員長並びに委員は、会長が委嘱するものとする。

第3条 常任委員会の種類とその任務は、下記の通りとする。各委員会に委員長1名、副委員長1名、委員若干名をおくものとする。

○学年委員会（学級委員会）

学級PTA、学年PTA活動が中心となる。

○地区委員会

地区会員相互の連絡と親睦を密にするための企画と実践活動を進める。

○広報専門委員会

機関紙「北極星」の発行を通じて会員のPTA活動への関心と理解を高めるためにつとめる。

○人権・研修専門委員会（人権啓発委員会）

人権意識の高揚をはかるため様々な研修に参加し、学習活動を通して地域に根づいた運動として定着するようにつとめる。また、会員の自主的な研修に関する計画を立て、実践する。

○安全環境美化専門委員会

児童の健全な校外生活の指導と安全確保及び環境美化整備に協力する。

○給食専門委員会

児童の体位向上を計るために、学校給食の内容改善に協力する。

○クラブ活動専門委員会

第4条 この会の目的を達成するために、特別に事業または行事を行う場合は、特別委員会を設けることができる。



第5条 特別委員会は、会長が運営委員会に諮って設け、委員長1名、副委員長1名、委員若干名は、会長が委嘱し、終了したときは解散するものとする。

第6条 この細則は、運営委員会の議決により改正することができる。

(付則)

1. この細則は、昭和52年4月22日より施行する。
2. この細則は、平成4年2月26日臨時総会において一部改正を承認され、平成4年4月1日より改正施行する。
3. この細則は、平成16年4月23日総会において一部改正を承認され、平成16年4月24日より改正施行する。
4. この細則は、平成17年2月5日の運営委員会において承認され、平成17年4月1日より改正施行する。

# 大阪狭山市立北小学校PTA慶弔規定

会則第27条の規定により、慶弔に関する細則を定める

第1条 本会の会員並びに関係者にかかわる慶弔については、この細則の定めるところにより、その意を表する。

第2条 慶事については、次の通りとする。

1. 卒業に際し、卒業生に記念品を贈り祝意を表する。

第3条 弔事については、次の通りとする。

1. 会員の弔事について、会葬は、役員、教職員代表で弔意を表し、供物は「大阪狭山市立北小学校PTA」の名において榎一對・香典（5,000円）は事情を考慮してお供えする。
2. 児童の場合は、1に準ずる。
3. 会員の同居の父母及び子の場合は、役員で弔意を表し、供物は「大阪狭山市立北小学校PTA」の名において香典3,000円とする。
4. 関係者については、慶弔規定第6条により定める。

第4条 会員が本活動中に、入院を要する負傷をしたときは、3,000円程度の見舞いをする。

第5条 天災、その他の災害により罹災したときは、役員会において定めるものとし、事後に運営委員会に報告する。

第6条 その他必要な事項については、役員会において定めるものとし、事後に運営委員会に報告する。

(付則)

1. この細則は、昭和52年4月22日より施行する。
2. この細則は、平成14年5月11日より改正施行する。
3. この細則は、平成21年12月5日より改正施行する。
4. この細則は、平成24年5月12日より改正施行する。

## 支援団体に関する細則

第1条 会員は、この会の目的を達成するために、会則に反しない限りにおいて団体を組織し、必要に応じて支援活動することができる。

第2条 支援団体は、運営委員会の承認を得て活動することができる。また運営委員会の合意により、活動を停止することができる。

第3条 支援団体の承認期間は、運営委員会での承認を得てから次年度の第1回運営委員会までとする。

第4条 この細則は、運営委員会の議決により改正することができる。

(付則)

1. この細則は、平成19年5月11日より施行する。
2. 平成19年12月1日の運営委員会において第3条承認期間の変更が承認され同日より施行する。

# 大阪狭山市立北小学校 P T A 個人情報の取扱いに関する細則

## (目的)

第1条 この会が保有する寺個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、P T Aが作成する名簿やその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

## (責務)

第2条 この会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、P T A活動において個人情報の保護に務めるものとする。

## (管理者)

第3条 この会における個人情報データベースの管理者は、P T A会長とする。

## (取扱者)

第4条 この会における個人情報データベースの取扱者は、P T A役員とする。

## (秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

## (取得方法、問合せ先)

第6条 この会は、個人情報を取得する時は、個人情報の利用目的を、あらかじめ公表する、すみやかに本人に通知する、又はあらかじめ本人に対して明示するものとする。なお、要配慮個人情報などを取得する場合は、あらかじめ本人の同意を得るものとする。

第7条 この会は、保有する個人情報データベースに関する問い合わせ先を明示しておく。尚、この会の個人情報の問合せ窓口は、P T A会長または委託先である本校とする。

## (利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、文書の送付
- (2) 会員名簿、役員名簿、委員会名簿の作成

(利用目的による制限)

第9条 この会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の利用目的の範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第10条 個人情報は、管理者又は取扱者が保管するものとし、次条、第12条、第18条及び第19条の通り適正に管理する。また、個人情報の保管を委託先である本校で行なう場合もこの会での保管と同様、適正に管理されるものとする。

(保管及び持ち出し等)

第11条 個人情報データベース、個人情報を取り扱う電子機器等については、端末毎にパスワードによる制限を行ない、ウイルス対策ソフトなどを入れるなど適正な状態で保管することとする。

- 2 個人情報を含む電子データについては、原則パスワードを設定する。また、個人情報を含む電子データを持ち出す場合は、電子機器等が前項の適切な状態である上で、電子メール等での送付も含めてファイルにパスワードをかけるなど適切に行なうこととする。
- 3 個人情報を含む書類については、施錠可能なところで管理する。また、個人情報を含む書類を持ち出す場合は、必要最小限にする。

(廃棄)

第12条 不要になった個人情報を含む電子データは、速やかに削除するものとする。また、不要になった個人情報を含む書類は、裏紙利用はせず、管理者立会いのもとでシュレッダーによる切断など適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(取得者への教育)

第13条 管理者は、取扱者に対して、年1回、個人情報の取扱いに関する留意事項についての教育を実施するものとする。

- 2 前項で実施する教育は、本細則及び名簿取扱いに関する内規の内容確認、その他必要に応じて管理者が教育すべきと判断した内容とする。
- 3 実施した教育については、実施日、教育受講者、教育内容など明示した記録を残すものとする。尚、記録の保管期間は、取扱者退任後から3年間とする。

## (利用)

### (委託先の監督)

第14条 管理者は、この会が保有する個人情報を扱う委託先に対して、年1回、委託先でのこの会が保有する個人情報の取扱が適切であるかの状況確認を行なうこととする。

- 2 状況確認した結果は、確認実施日、この会が保有する個人情報の取扱の適切性などを明示した記録を残すものとする。尚、記録の保管期間は、次回の状況確認実施までとする。

### (第三者提供の制限)

第15条 個人情報は、次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は生徒の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

### (第三者提供に係る記録の作成等)

第16条 管理者は、個人情報を第三者（前条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く）に提供した時は、次の項目について記録を作成し保持する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の指名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

### (第三者提供を受ける際の確認等)

第17条 管理者は、第三者（第15条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受ける時は、次の項目について記録を作成し保持する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を所得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の指名
- 4 提供を受ける情報の項目

- 5 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

（情報開示、訂正等）

第18条 管理者は、本人から、個人情報の開示、訂正を求められた時は、法令に沿ってこれに応じる。

2 前項において、本人であることの確認方法は、本人が直接、管理者に対して、本人であることを示す証拠を提示し、管理者が確認することとする。尚、本人であることを示す証拠としては、運転免許証等とする。

（利用停止）

第19条 本人の同意なしに目的外利用した場合、不正に個人情報を取得した場合または本人の同意なく第三者に提供した場合に、本人から、この会が保有する個人情報データベースの利用停止、消去または第三者への提供の停止を求められた時、管理者は、原則、当該措置を取らなければならない。

2 前項において、本人であることの確認方法は、前条第2項によるものとする。

（苦情の処理）

第20条 この会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（漏えい時等の対応）

第21条 取扱者は、個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。

（改正）

第22条 本細則は、運営委員会において出席者の3分の2以上の賛成があれば改正することができる。但し、その結果を総会に報告しなければならない。

付則 本細則は、平成30年4月27日より施行する。